

東洋学園大学公的研究費不正防止に関する基本方針

令和8年4月1日改定

学長 辻中 豊

東洋学園大学では、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日制定、令和3年2月1日改正)に基づき、公的研究費の不正防止に関する基本方針を以下のとおり定めます。

1. 機関内の責任体制の明確化

東洋学園大学の責任体制は次の通りとする。

■最高管理責任者

職名	学長
責任と権限	機関全体の競争的資金等の運営・管理について、統括し最終責任を負う

■統括管理責任者

職名	副学長
責任と権限	最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ

■コンプライアンス推進責任者

職名	学部長、研究科長、センター長、統括管理責任者より委嘱された者
責任と権限	機関内の各部局等における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ

2. 適正な運営管理の基盤となる環境の整備

(1) コンプライアンス教育、啓発活動の実施

・公的研究費の使用にかかわる全ての構成員に、不正防止に関する方針及びルール等に関するコンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度を把握するとともに、誓約書の提出を求める。

・論文や研究成果を発表する研究活動に携わる者が、知っておくべき内容及び倫理観について周知するための研究倫理教育を実施し、受講者の状況及び理解度を把握する。

(2) ルールの明確化、統一化

公的研究費の使用及び事務手続きに関するルールを明確化及び統一化し周知徹底を図る。

(3) 職務権限の明確化

公的研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任を定め、理解の共有を図る。

(4) 通報窓口の設定

公的研究費の不正使用に関する不正使用及び研究活動における不正行為に関する学内外の通報窓口を「法人本部企画部」に設置する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定、実施

「不正防止計画推進部署」を「法人本部企画部」とし、不正防止計画を策定し実施する。

4. 研究費の適正な運営、管理活動

不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

公的研究費の使用ルールに関する機関内外からの相談窓口を「法人本部企画部」とする。窓口寄せられた相談内容をはじめ、他研究機関での不正事例について、コンプライアンス研修、啓発活動を通じ、全教職員に周知徹底する。

6. モニタリング

不正使用防止のため、機関全体の視点からモニタリング及び監査体制は整備する。